

杉一議員

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に基づき質問してまいります。

伊丹市立市民まちづくりプラザの管理運営についてお伺いいたします。

伊丹市立市民まちづくりプラザは、平成16年に開設し、その設置目的として、市民の参画と協働によるまちづくり活動の推進を図り、地域や活動テーマに沿った団体であったり事業者であったりと市行政とのコーディネート機能を担う、または団体同士のコーディネート機能を担う、団体が行う活動をより活性化するためのアドバイスを担う、そのような働きを目的とした中間支援施設として存在しています。

令和元年第5回定例会において、一者の中から指定管理団体として選定された団体が、応募時には想定もできなかったコロナ禍という困難な時節の中、指定管理団体として施設の担いを果たし1年を終えました。この定例会において、令和2年度決算とともに、指定管理団体の指定管理施設管理運営状況報告書も出されていることから質問してまいります。

令和2年度一般会計決算において、市民まちづくりプラザ運営費は当初予算749万円に対し、委託料として市民まちづくりプラザ管理運営委託料749万円と需用費として消耗品5千842円となっており、なお、消耗品費は予備費からの充用にて賄っております。

一方で、指定管理施設管理運営状況報告書では、令和2年度の支出は、修繕料6万8千円、人件費750万円、事業等経費107万円となっております。そして、純収支は、マイナス114万8千円となっております。

なお、令和元年第5回定例会の議案第113号参考資料では、指定管理受託団体が提出している収支計画が人件費602万4千円、管理費10万2千円、事業等経費ほか136万4千円、の計749万円となっており、指定管理委託料が749万円となっております。

この時の答弁において、「これまでの委託料を参考に、600万円を基準とすることとしたところでございます。その結果、今回申請団体から提示された年間749万円という見積金額につきましては、160点満点中20点と採点させていただいたところでございます。今回の提示された見積金額に対する見解についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、基準を600万円と設定するに当たり、今回指定管理を行うに当たっては、管理スペースや管理時間の縮小に伴い、施設管理に係る業務が減少することにより人件費が減少することを想定していたものですが、今回の申請団体からは、事業を充実させるために専門員の配置を行うなど人員配置が提案され、全体の見積金額が増額したものでございます。」とありました。

行政評価報告書令和2年度事後評価編では、開館日数が平成30年度308日で令和2年度が30

7日、来館者数は平成30年度が3,001人で令和2年度がコロナ禍の影響もあってか816人、活動相談者件数は平成30年度が151件で令和2年度が51件と記されています。

支出費用が安ければ良い、指定管理委託料が安くなれば良い、というのではなく、施設が果たすべき目的を果たして頂けるために要する費用であれば、費用対効果や市への財政負担等を鑑み、費用を掛け、見合った指定管理委託料を支払うことは良いことだと考えています。

上記したように、令和2年度決算、指定管理施設管理運営状況報告書、令和元年第5回定例会での資料や答弁から、以下の点についてお伺いいたします。

収支についての質問です。

指定管理団体の指定管理施設への応募申請書による収支計画書と令和2年度の収支が異なったことについてお伺いいたします。

令和2年度の赤字114万8千円はなぜ発生して、誰が負担したのかお伺いいたします。そして、受託団体が負担したとなるとこれが今後も続いていけば5年で574万円になるが、今後も受託団体が赤字額を負担し続けるのか、またその財務体力はあるのかお伺いいたします。次いで運営状況報告書の収支の状況について、指定管理者自己評価も施設担当課評価もともになぜBという評価になったのかお伺いいたします。

人件費についての質問です。

人件費について申請書と令和2年度実績額の差が147万6千円あることについてお伺いいたします。

人件費として支払っている対象者は何名であったのかお伺いいたします。そして、配置人員についてお伺いいたします。

以前の市民まちづくりプラザの開館時間は午前10時から午後8時の10時間であり、令和2年度からは午前9時から午後6時の9時間です。開館時間が短くなっている中での人件費の増加についてお伺いいたします。

令和元年第5回定例会の答弁において、「事業を充実させるために専門員の配置を行うなど人員配置が提案され、全体の見積金額が増額したものでございます。」とありましたが、どのようなことを専門にできる専門員が何名置かれたのかお伺いいたします。

講座や事業及びその経費についての質問です。

報告書には、講座開催回数64回、講座参加者数585名となっていますが、どういうことをされて、どれだけの費用が掛かったのかお伺いいたします。この講座は伊丹市の指定管理委託料にて賄われたのはどれだけの額でどれだけの回数の講座かお伺いいたします。

申請書には事業等経費136万4千円で、報告書では107万円となっているがこの差はどうかお伺いいたします。

報告書の事業等経費では、平成29年度が171万2千円、平成30年度が162万7千円に比して令和2年度はコロナ禍があったからか107万円となっております。ここでの経費について、どのような違いがあったのかお伺いいたします。

人件費と事業費の考え方についての質問です。

人件費は施設管理のための人員及び施設運営上での講座を企画し主催した側の費用であり、事業等経費は実際に行った講座に要した費用を計上していると考えておりますが、その認識でよろしかったかお伺いいたします。

また、事業等経費には講座を開催するための広報費や消耗品費及び講師の費用が含まれているものと考えますが、その認識でよろしかったかお伺いいたします。

事業等経費の額は利用状況に記されている64回の講座に充てられたと考えますが、昨年度より回数が増加している中で事業等経費が平成30年度より減少し人件費が増加している理由についてお伺いいたします。

次に内部統制についてお伺いいたします。

令和元年6月議会において、平成29年の第193回通常国会において改正が可決され令和2年4月1日に施行された地方自治法150条に基づく内部統制の質問を行いました。伊丹市においてもその間に準備を進められてきたと思っております。そこで質問を行ってまいります。

実施時期についての質問です。

令和元年6月6日の答弁では、令和3年度を試行とし、令和4年度から本格実施とする予定と言われておりました。ただ、その時の答弁において、考えられる方法として令和3年度及び令和4年度を試行とし、令和5年度から本格実施も言及されておりました。

伊丹市の地方自治法第150条に基づく内部統制の長の宣言の時期について、計画されていることをお伺いいたします。

そして、長の宣言はしていなくとも、方針と基準は作成しており、試行の運用をしているのか。職員への研修を行っているのか。監査委員の役割についてどうするのか。など準備の状況についてもお伺いいたします。

推進部局と評価部局について質問致します。

内部統制においては、推進部局と評価部局を設けなければならないとなっております。

豊中市伊丹市クリーンランドでは令和3年度より実施しており、クリーンランドに推進事務局と評

価部局を設けております。推進事務局がクリーンランド総務課に置かれ、本庁の財務部財政課及び会計課の2つの課が、兼任併任辞令の下で評価部局をしております。なお、この2つの課は本庁の評価部局を担っています。

ひとつの例として、行政委員会と公営企業を抱える伊丹市にとっても参考事例になると思われま

す。伊丹市では、市長部局、行政委員会、公営企業において、推進部局と評価部局をどこに設置するかお伺いいたします。

市民自治部長下笠正樹

私からは、伊丹市立市民まちづくりプラザの管理運営に関する数点のご質問について、お答えいたします。

本市では、平成16年より市民の参画と協働によるまちづくり活動の推進を図るため、公の施設といたしまして、伊丹市立市民まちづくりプラザを設置しているところでございます。

市民まちづくりプラザでは、市民の参画と協働によるまちづくり活動の推進を図ることを目的として、まちづくり活動を行う団体等の支援及び連携、市民交流の促進のほか、まちづくり活動に関する情報、資料の収集及び提供や、まちづくり活動や団体運営等に役立つ講座等の開催など、様々な事業を実施しているところでございます。

平成31年には、スワンホールの大規模改修工事を経て、社会教育の推進の場である中央公民館の事務所と隣り合わせになり、公民館で社会教育を学ばれた市民の方が市民活動として公益的な活動に発展させていく際の窓口として、市民まちづくりプラザを利用いただき、市民活動団体等のニーズを的確に把握し、活動しやすい環境を醸成することにより、市民参画と協働によるまちづくり活動を推進していくことを目指し、特定非営利活動法人シンフォニーを新たな指定管理者として迎え、令和2年4月にリニューアルオープンしたところでございます。

1点目の収支についてのご質問でございますが、まず、令和2年度の収支状況として114万8千円の赤字が発生した主な要因につきましては、人件費が当初の事業計画と比較いたしまして増加したことが挙げられます。

指定管理者を選定する際にご提出いただきました事業計画書におきましては、市民まちづくりプラザに配置する人員体制について、常勤2名、非常勤1名で予定してございましたが、指定管理業務開始後、コロナ禍の影響もあり、市民まちづくりプラザ登録団体との関係構築のため、各団体への訪問活動を実施するにあたり、常勤3名での体制が必要であると指定管理者において判断され、市といたしましても、指定管理初年度ということもあり、運営が安定するまでの当面の間においては、概ね常

勤3名体制も必要と判断したことから、人件費が当初の事業計画内容を大きく上回る結果となったところでございます。

なお、この赤字につきましては、指定管理者の判断によるものでございましたので、十分な協議を行った上で、指定管理者において負担されたところでございます。

また、市民まちづくりプラザの運営に関する指定管理者の今後の収支見通しに関しましては、昨年1年間の管理運営を経て、市民まちづくりプラザの運営も安定してまいりまして、当初の事業計画通り、常勤2名、非常勤1名での人員体制となったことから、令和3年度の現状といたしましては、赤字は発生していない状況でございます。今後も引き続き、当初の事業計画書の範囲内において、指定管理業務に取り組んでいただくよう、必要に応じて協議しているところでございまして、財務体力の懸念は生じていないものと考えてございます。

次に、指定管理施設管理運営状況報告書について収支の状況を「B」と評価した理由につきましては、指定管理者における収支状況としましては赤字となっておりますが、一方で当初市において計上した指定管理運営委託料を超える支出は発生していないこともございまして、評価を「B」とさせていただきました。

2点目の人件費についてのご質問でございますが、まず、指定管理運営委託料のうち人件費として支出した対象は何名かというご質問につきましては、当初の計画といたしましては、常勤2名、非常勤1名を想定しておりましたが、実績といたしましては、概ね常勤3名体制となっております。

次に、市民まちづくりプラザのリニューアルオープン前後において、施設の開館時間が短くなった一方で、人件費が増加した要因につきましては、人員体制が異なっておりますことから、単純比較が困難ではございますが、令和2年度におきましては概ね常勤3名での体制となっており、1日あたりの配置人数が増えていることから、総じて人件費が増加したものと認識しているところでございます。

次に、市民まちづくりプラザの職員として専門員を何名配置したかというご質問につきましては、当初の事業計画といたしましては、議員ご案内のとおり、市民まちづくりプラザにおける事業の充実を図るため、例えば、NPO法人の設立や助成金・補助金等に関する専門員の配置を行うといったご提案をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、喫緊の課題のひとつといたしまして、まずはコロナ禍でのまちづくり活動に対する支援を講じる必要があると協議したところでございます。そのため、それぞれの分野ごとに強みを持った専門員が必要であると考え、常時配置する形ではなく必要に応じて配置させていただいたところでございます。

コロナ禍の影響を受けたことなどから、令和2年度における市民まちづくりプラザの相談対応件数につきましては、NPO法人等設立運営関連が6件、助成金・資金相談関連が5件など合計51件で

ございました。

3点目の講座や事業及びその経費に関するご質問のうち、開催した講座内容及び必要経費についてでございますが、主な講座の内容といたしましては、NPO法人の設立や会計に関する講座、助成金・補助金活用講座やクラウドファンディング講座をはじめ、まちづくり活動に役立つパソコン講座やチラシ作成講座などがございました。

また、講座参加者同士の交流会も講座後に実施することで、市民活動団体同士はもとより、市民まちづくりプラザとの関係構築にも努めたところでございます。

さらには、コロナ禍におけるまちづくり活動の支援策として、ZOOMを活用したオンライン会議やLINEを活用した活動実施のための講座も積極的に実施したところでございます。

その他にも、令和2年度よりスワンホールに移転されました公民館との連携によるパソコン相談室や学びの仕掛人講座なども実施したところでございます。

これらの講座を実施するにあたり発生した経費につきましては、市民まちづくりプラザの職員が講師を務めるなど、専門員的な役割を担われることもあり、講座実施にかかる全ての経費が網羅されているものではございませんが、指定管理運営委託料のうち講師謝金としてお支払いした金額としまして、14万9,420円となっております。なお、全64回の講座のうち、指定管理運営委託料において講師謝金が支払われました回数につきましては、44回分となっております。

次に、指定管理施設管理運営状況報告書の経費情報のうち、事業等経費において、計画と比較して実績が29万4千円減少した主な要因といたしましては、指定管理者のネットワーク等を有効に活用し、当初の想定以上に講師謝金を抑えつつ講座を実施できたことなどが挙げられます。

次に、平成29年度及び平成30年度の事業等経費との比較において、令和2年度の実績が減少している主な要因といたしましては、登録団体の情報をまとめた冊子の作成に要した経費をはじめ、その他事業に必要な消耗品費や講師謝金などの経費が減少したことが挙げられます。

4点目の人件費と事業費の考え方についてのご質問でございますが、事業等経費の考え方につきましては、講座等に要した経費以外にも、例えば市民活動団体等への訪問活動に要した経費なども含まれているところでございます。人件費が充てられている市民まちづくりプラザの職員が講師を務めた講座等もございましたが、その部分に対して事業等経費が充てられたということはございません。

また、事業等経費の内容としましては、講座開催のための広報費や消耗品費、講師謝金等の経費が含まれてございます。

次に、講座等の回数が増加した一方で事業等経費が減少した要因としましては、先ほども申しあげましたとおり、指定管理者のネットワーク等を有効に活用し、当初の想定以上に講師謝金を抑えつつ

講座を実施できたことなど、指定管理者のノウハウを活用していただいた結果であると認識しております。

また、人件費が増加したこととの因果関係におきましては、講座等回数の増加が必ずしも人件費の増加に起因しているものではなく、運営が安定するまでの当面の間においては、当初計画以上に人員体制を充実させたことによるものと考えているところでございます。

令和2年度の実績といたしましては、議員ご指摘のとおり、収支状況が赤字となっておりますが、令和3年度は運営も一定軌道に乗ったものと認識しており、後年度におきましても当初の事業計画の範囲内において、より充実した相談対応や市民活動団体等のニーズをよりの確に把握した講座等を実施してまいりたいと考えているところでございまして、適宜指定管理者とも協議を重ねているところでございます。

今後も市民まちづくりプラザの安定的な運営により、伊丹市におけるまちづくり活動がより活発に実施されるよう、状況に応じて必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

総務部長森脇義和

続いて、内部統制に関するご質問にお答えさせていただきます。

地方自治体の内部統制制度につきましては、平成29年の地方自治法の一部改正により、都道府県及び指定都市は、令和2年度より導入義務が課され、指定都市を除く市町村につきましては、これを努力義務として定められており、本市では、現在、試行的に実施いたしているところでございます。

具体的には、試行の開始に当たり、市長部局内の各所属及び教育委員会を除く行政委員会に対し、業務におけるリスクの識別、評価及びリスク対応策の策定を内容とするリスク評価シートを作成させ、合わせて令和3年1月から、各所属等が設定したリスク対応策の整備に随時着手し、整備後はその運用を開始するよう通知いたしております。

現在は、各所属等に、その運用した結果について自己評価をさせ、その結果を取りまとめ、内部統制評価報告書を作成する段階でございます。

議員、ご質問の「内部統制の長の宣言の時期について」でございますが、内部統制における首長の方針の策定につきましては、地方自治法第150条に、内部統制制度の導入団体におきましては、「内部統制事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われるための方針を定め、必要な体制を整備すること」と定められております。

本市では、この「方針」を、現在の内部統制制度の試行の結果を検証したうえで、本格実施に合わ

せて策定し、公表する予定といたしております。

次に、「職員への研修を行っているのか。」とのご質問でございますが、内部統制制度に関する職員研修につきましては、毎年コンプライアンス研修を実施し、その中で内部統制制度についても周知を図っております。

また、「監査委員の役割についてどうするのか。」とのご質問につきましては、試行段階ではございますが、地方自治法の規定に準じ、内部統制評価報告書に監査委員の意見を付していただくことを予定しており、今後、本格実施の際には、内部統制の評価結果をもとに、監査委員との意見交換等を実施することも考えております。

最後に、「内部統制の推進部局と評価部局をどこに設置するのか。」とのご質問でございますが、市長部局における試行段階では、推進部局と評価部局の役割をいずれも総務部法務室法務管理課が担うことといたしております。総務省が示しております「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」では、「第三者的な視点からより効果的なモニタリングを行う観点から、評価部局は推進部局と異なる部局が担うことが望ましい。」とされてはおりますが、本来の独立的評価としてのモニタリングの趣旨を損なうことがないよう留意すれば、必ずしも推進部局と評価部局を別に設けなければならないとはされておられません。

試行段階では、法務管理課内において、内部統制を実施する担当者と、評価する担当者とを別にすることで、独立的評価の趣旨をできる限り維持するよう努めておりますが、今後の課題として、同規模の自治体の状況を参考にするなどし、より独立性を高める方法を模索して行きたいと考えております。

また、教育委員会、公営企業における内部統制制度の導入につきましては、それぞれの事情に応じた内部統制制度の導入が必要であろうとの考えから、現在、その実施手法について検討されている段階でございます。

内部統制制度の導入及びその運用に関しましては、伊丹市の実情に合致したものとなるように、必要に応じて体制を見直しながら、住民福祉につながる住民のための内部統制制度のために、より実効性のあるものを構築して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

杉一議員

答弁を受けまして申し上げます。

伊丹市立市民まちづくりプラザの管理運営について申し上げます。

指定管理施設管理運営状況報告書、そして9月議会に当たって配布された決算や行政評価の資料を拝見して、赤字経営になっていたこと、応募申請時の収支計画と異なっていたことから、様々に気になるところが出てきたため質問いたしました。

受託団体の事業報告書が内閣府のNPO法人ポータルサイトで、平成29年度分から令和2年度分まで拝見することが出来ます。コロナ禍だったからか分かりませんが、令和2年度は受託団体にとっても厳しい経営の時期だったかと推察することができます。そのような中で、伊丹市立の施設運営及び施設が果たす役割のために受託団体が市民まちづくりプラザ赤字額を負担されたこととなります。

見方によっては、伊丹のまちのために施設管理運営において、赤字を出してまで尽くしていただいた有難い存在だというように見えます。

しかし、厳しいことを申し上げますが、施設の指定管理は指定管理委託料の範囲で最大限に施設の役割を果たしていくということからすれば、経営点において及第点には至っていないと言わざるを得ません。よって、指定管理施設管理運営状況報告書の業務評価で収支計画に基づき運営しているかということについて、両者ともBという評価になっていることが不思議です。

初年度だからということで各団体への訪問活動を実施するために常勤者が必要だったことがなぜなのか。訪問活動をどれだけしたのか。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、まずはコロナ禍でのまちづくり活動に対する支援を講じる必要があり、それぞれの分野ごとに強みを持った専門員が必要であると考え、常時配置する形ではなく必要に応じて配置させていただいたことについて、その方々はどのような仕事をする方が来られて、その費用が人件費から充当されたのか、事業等経費から充当されたのか、必要に応じて来られたということと、人員配置された常勤3名とは違う方だったのか。コロナ禍の影響を受けたということであっても、相談件数が78日開館していた令和元年度が114件と、307日開館していた令和2年度合計51件とここまで影響が出るものなのか。と気になるところが出てまいります。

施設利用者満足度調査では、施設を利用した際の全般的な満足度についても、回答されている中の93%の方が非常に満足または満足と答えられておりますし、今後の利用についても全体回答のうち98%の方が利用したいと回答されています。これも受託団体への評価と考えております。

答弁において、「令和3年度は運営も一定軌道に乗ったものと認識しており、後年度におきましても当初の事業計画の範囲内において、より充実した相談対応や市民活動団体等のニーズをよりの確に把握した講座等を実施してまいりたいと考えているところでございまして、適宜指定管理者とも協議を重ねているところでございます。」と答えられておりますので、議員としては今後を見守ることしかないと考えております。

内部統制について申し上げます。

まず、直接的な市民サービスでないことから、遅いのもいけません、早急に取り入れるべきではないと考えております。参考に出来る他市事例を調査して、伊丹市で試行も行い、準備万端整った上でじっくりと行っていけばよいと思います。

基礎自治体においては、指定都市において令和2年度から長の宣言に基づく内部統制がされており、当該年度の決算が示されている今年度に評価報告書等が出来上がってまいります。しかし、指定都市は規模が大きく、伊丹市が取り入れるにどこまで参考にできるのかという視点があると思います。今後、指定都市以外の都市においても長の宣言に基づく内部統制を実施される自治体が出てくると想定できますので、そういったところをじっくり見て、伊丹市の長の宣言に基づく内部統制を実施していただきたいと思います。

ただ、内部統制そのものは、過去から伊丹市においても実行されています。財務に関する事務のみならず、行政業務全般について、内部統制を働かして頂くようお願い申し上げます。